

# 生徒会選挙管理規定

第1条 本規約は、生徒会役員選挙が公正に行われることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成させるために、選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員会は、各クラスより選出された各1名により構成される。(現総務は含まないものとする。)なお、委員長1名、副委員長1名、書記2名を互選する。

第4条 選挙管理委員会は、次の仕事を行う。

- ・ 公示
- ・ 届け出受付
- ・ 選挙公報の発行
- ・ 選挙運動の監察
- ・ 立会演説会の開催
- ・ 投票用紙の配布と回収
- ・ 開票
- ・ 開票結果発表

第5条 選挙管理委員会は2学期開始後数日中に発足し、当選者発表後解散する。

第6条 選挙についての取り決めは、次のとおりとする。

- ・ 立候補の届け出は、応援演説者も同時とする。
- ・ 選挙運動は、朝・帰りは校門から昇降口までの間とし、昼食時は放送または教室回りとする。
- ・ ポスターは、1人5枚までとし、選挙管理委員会に届け出た後、定められた場所に貼る。
- ・ 選挙運動に使用して良いものは、タスキ(規定内のもの)のみとし、立会演説会には必ず着用する。
- ・ 立会演説会では、候補者と応援演説者が演説する。  
上記以外の選挙運動は、違反の対象となる。選挙管理委員に注意された後も違反をくり返す場合は、立候補取り消しになる。

第7条 投票・開票についての取り決めは、次のとおりとする。

- ・ 投票権は生徒全員にある。
- ・ 投票は指定された用紙を用い、全校一斉に行う。
- ・ 規定以外の記入をした投票用紙は無効とし、その判断のむずかしいものは、その場で選挙管理委員会が判断する。
- ・ 開票は選挙管理委員が行い、当選者のみ発表する。

第8条 本規定は、平成12年4月1日より実施する。